

障害者差別解消法に基づく内閣官房の対応要領案に関する意見募集について

平成 27 年 8 月

内閣官房内閣総務官室

1. 意見募集の目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）においては、国の行政機関の長が、それぞれ、「対応要領」を定めることとされており、内閣官房においても、「対応要領」の案を作成しました。つきましては、内閣官房職員の服務に係る「対応要領」を定める上での参考とするため、以下のとおり御意見を募集いたします。

2. 意見募集の対象

内閣官房における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）

3. 意見募集に当たっての参考資料

障害を理由とする差別の解消の推進

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

4. 意見提出期間

平成 27 年 8 月 14 日(金) ～ 9 月 12 日(土)

5. 意見提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

○インターネット上の意見募集フォーム（締切日必着）

資料を掲載しているホームページ（電子政府の総合窓口 e-Gov イーガブ）の意見提出フォームからお送りください。

○郵送（締切日当日消印有効）

以下の宛先に送付してください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府本府庁舎

内閣官房内閣総務官室「意見募集」担当 宛

○ファクシミリ（締切日必着）

以下の番号に送信してください。

ファクシミリ番号：03-3581-7238

内閣官房内閣総務官室「意見募集」担当 宛

6. 注意事項

○提出いただく御意見は、日本語に限ります。

○御意見を提出していただく場合は、以下の事項を記載されるようお願いいたします。（様式任意）

- ・ 件名「障害者差別解消法に基づく「対応要領」（案）に関する意見」
- ・ 氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者名）
- ・ 意見（理由も含め 500 文字以内）
- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 所属等

○郵送の場合、封筒表面に「障害者差別解消法に基づく「対応要領」（案）に関する意見」と朱書きしてください。

○御意見に対し、個別の回答は行いません。

○施策一般に関する御意見や他省庁の対応要領案に関する御意見は、この意見募集の対象ではありません。

○御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。